

# 住宅も中間検査の対象となります

三重県では小規模な住宅系用途の建築物については中間検査の対象外でしたが、**令和3年7月1日**より対象となります。

## 改正概要

### 01 中間検査を行う建築物の対象用途の追加及び対象規模の拡大を行います。

#### 追加

用途 | 一戸建ての住宅・長屋

規模 | 対象用途の床面積合計が50㎡超又は2階以上あるもの

#### 対象規模の拡大

用途 | 下宿、共同住宅、寄宿舍

規模 | **現行** 3階以上にあるもの → **改正後** 床面積合計が50㎡超または2階以上にあるもの

※(1) プレハブ住宅等で「大臣認定」を受けたもの、(2) 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の規定による「建設住宅性能評価書」の交付を受ける予定の建築物で、当中間検査の特定工程に相当する箇所の工事完了時に検査を行い、評価方法基準への適合が検査報告書により確認できるもの等は中間検査の対象から除外されます。

### 02 指定する特定工程（検査を行うタイミング）に木造欄を追加します。

主要な構造	特定工程
木造	屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事 (桝組壁工法等にあっては屋根工事及び耐力壁の工事)

### 03 確認審査の特例が適用される建築物の検査申請書に添付する書類を追加します。

#### 中間検査申請書への添付

- ・ 構造種別に応じて構造耐力上主要な部分の構造方法を明示した図書

#### 完了検査申請書への添付

- ・ 上記 ※注意書き (2) に該当するものについては当該検査報告書